

平成24年4月5日

株式会社 山陰合同銀行

## 生命保険新商品の取扱開始について

山陰合同銀行（頭取 久保田 一朗）では、平成24年4月16日（月）より、下記の変額個人年金保険および一時払終身保険の取扱いを開始しますのでお知らせします。

当行はこれからも、保険商品のラインナップを充実させ、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

### 記

#### 1. 取扱開始商品（商品概要は別紙をご参照ください。）

商品名	引受保険会社
<u>変額個人年金保険</u> <u>「いつでも夢をII」</u>	アクサ生命保険株式会社
<u>一時払終身保険</u> <u>「生涯プレミアム・ジャパン」</u>	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
<u>一時払終身保険</u> <u>「ファイブ・ステップ」</u>	プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社

#### 2. 取扱開始日

平成24年4月16日（月）

以上

## 商品概要

変額個人年金保険「いつでも夢をⅡ」
アクサ生命保険株式会社
<p>○ライフプランに合わせて、年金支払開始時期をご契約後最短で1年後から（年金支払期間24年間・24回の年金）、最長で22年後から3年間（年金支払期間3年間・3回の年金）の間でご選択いただけます。</p> <p>○年金支払期間中も特別勘定での運用を継続することにより、年金受取総額がさらに増加する可能性があります。</p> <p>○特別勘定年金でお受け取りいただく年金受取総額は、「ロールアップ保証機能」により積立期間に応じて基本保険金額の101.5～115.0%を最低保証します。</p> <p>○積立期間中の運用が好調な場合は、「ラチェット保証機能」により、基準保証金額が増加する可能性があります。</p>

※このご案内は商品の概要を説明したものです。ご検討に際しては、「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

一時払終身保険「生涯プレミアム・ジャパン」
T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
<p>○被保険者が生存されている限り、追加額が累積追加額に毎年加算されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・追加額は毎年の契約当日の基本保険金額に追加率（1.0%）を乗じた金額となり、契約当日に累積追加額へ加算されます。</li> <li>・累積追加額はT&amp;Dフィナンシャル生命所定の率を適用して経過年月数により計算されます。</li> </ul> <p>○積立金額は一時払保険料からご契約の締結に必要な費用を差し引いた金額に積立利率を用いて計算され、毎日増加していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積立利率は日本国債20年利回りを用いて設定されます。ご契約時に適用される積立利率は保険期間中変わらず、終身にわたって適用されます。</li> </ul> <p>○死亡保障は生涯つづき、死亡保険金額は基本保険金額・積立金額・基本払戻金額のいずれか大きい金額と累積追加額を合計した金額となります。</p>

※このご案内は、商品の概要を説明したものです。ご検討に際しては、「積立利率のお知らせ」「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

（続く次頁）

## 商品概要

一時払終身保険「ファイブ・ステップ」
プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
<p>○簡単な告知でお申込みいただくことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・お申込みにあたっては、告知書にて告知いただきます。医師の診査等は不要です。</li><li>・告知いただいた内容によっては、ご契約のお引受けをできない場合があります。</li></ul> <p>※プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命の社員またはプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命の委託を受けた者が、ご契約のお申込後または保険金等のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認をさせていただく場合があります。</p> <p>○ご契約当初5年間の死亡保障を抑えることで、5年経過後の保障が増加し、以後、終身にわたって確保されます。終身保険の仕組みを活用し、保険金としてご家族にのこすことができます。</p> <p>○解約返戻金額は契約時に確定し、経過期間に応じて大きくなります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・解約した場合、保険契約は消滅し、以後の保障はなくなります。</li></ul> <p>○「年金支払移行特約（10）」を付加することで、解約返戻金額（責任準備金額）を年金として受け取ることも可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第1保険期間中（ご契約当初5年間）の解約返戻金額は一時払保険料が限度となります。</li></ul>

※このご案内は、商品の概要を説明したものです。ご検討に際しては、「パンフレット・重要事項に関するお知らせ（契約概要/注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。